

2 民間による都市再生の推進

- (1) 市街地再開発事業の施行者に一定の民間事業者を追加することに伴う課税の特例措置の拡充（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税）

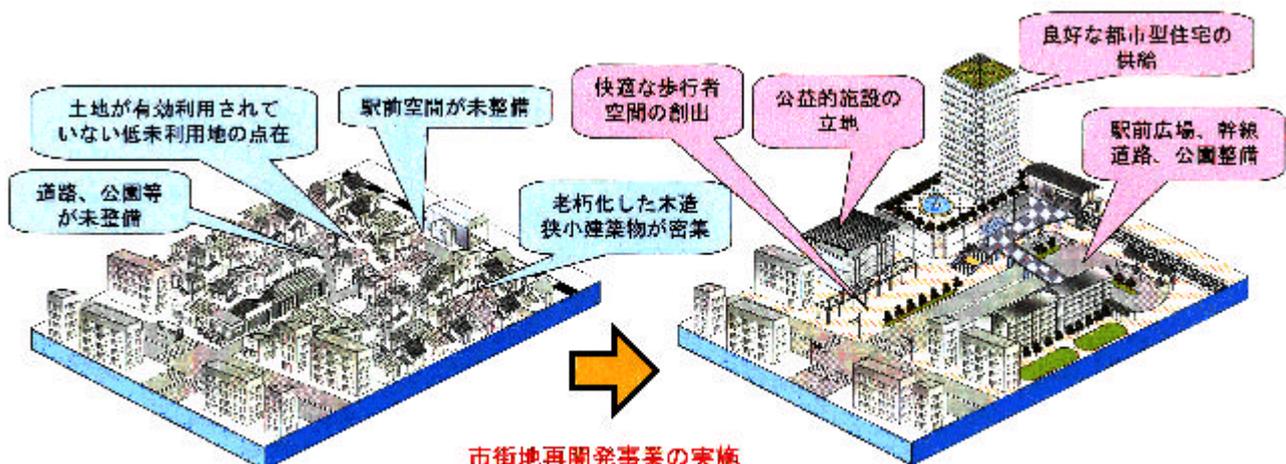
内 容

市街地再開発事業の施行者に、市街地再開発事業の施行を主たる目的とし、施行区域内の三分の二以上の土地の所有者等が過半の議決権を有する株式会社又は有限会社を追加することに伴い、当該民間事業者が施行する市街地再開発事業について、以下の課税の特例措置を講ずる。

- (1) 所得税・法人税（個人住民税）：代替資産の取得に係る特例措置または5000万円特別控除（清算金取得者、地区外転出者（再開発会社の株主又は社員を除く））等
- (2) 登録免許税：事業の施行に必要な登記の非課税
- (3) 固定資産税：従前権利者居住用2/3、従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋は1/3を新築後5年間減額 等
- (4) 不動産取得税：代替資産を取得した場合の従前資産価格相当分控除 等
- (5) 特別土地保有税：施設建築物の敷地の用に供する土地の取得又は保有に対する非課税及び徴収猶予 等
- (6) 事業所税：収用等の補償金による事業所用家屋の新增設に係る課税標準の算定にあたり、従前床面積を控除 等

(参 考)

【市街地再開発事業の概要】



市街地再開発事業の実施

施行地区の土地・建物の権利関係を調整して新しくできるビルの床の権利に変換